

金融庁における一般的な法令解釈に係る書面照会手続（回答書）

平成20年7月4日

（照会者名） 殿

金融庁監督局証券課長

平成20年6月4日付をもって当庁に照会のあった、一般的な法令解釈に係る書面照会について、下記のとおり回答します。

本照会手続に基づく回答は、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する一般的な解釈を示すものであり、照会書面に記載の見解及び根拠の妥当性のほか、個別事案に関する法令適用の有無を回答するものではありません。なお、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。

また、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

認可金融商品取引業協会は、金融商品取引法第77条第1項に規定する苦情についての解決の業務及び同法第77条の2第1項に規定するあっせんの業務について、これらの業務を適確に遂行するに足る財産的基礎及び人的構成を有する者であれば、認可金融商品取引業協会又は公益法人金融商品取引業協会以外の団体等であっても、これらの業務を委託することができる。